

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第105期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 大豊工業株式会社

【英訳名】 TAIHO KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田建仁

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市緑ヶ丘3丁目65番地

【電話番号】 豊田(0565)28 2225

【事務連絡者氏名】 経理部長 都甲仁

【最寄りの連絡場所】 愛知県豊田市緑ヶ丘3丁目65番地

【電話番号】 豊田(0565)28 2225

【事務連絡者氏名】 経理部長 都甲仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第104期 第3四半期 連結累計期間	第105期 第3四半期 連結累計期間	第104期 第3四半期 連結会計期間	第105期 第3四半期 連結会計期間	第104期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (千円)	49,761,581	58,550,376	19,102,218	19,656,787	70,442,189
経常利益 (千円)	470,573	2,432,900	788,888	721,360	1,901,615
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失() (千円)	596,372	1,517,857	531,241	514,815	349,804
純資産額 (千円)	-	-	41,960,850	43,280,837	43,010,699
総資産額 (千円)	-	-	89,701,566	85,510,675	87,527,350
1株当たり純資産額 (円)	-	-	1,479.49	1,525.65	1,517.69
1株当たり四半期(当期)純 利益又は四半期純損失() (円)	21.25	54.07	18.93	18.34	12.46
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益 (円)	-	48.19	16.88	16.35	11.11
自己資本比率 (%)	-	-	46.3	50.1	48.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	5,415,813	4,457,834	-	-	7,981,024
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	2,131,712	629,221	-	-	3,209,576
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	3,713,504	1,484,916	-	-	1,682,983
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (千円)	-	-	17,527,203	15,734,386	13,641,853
従業員数 (名)	-	-	3,472	3,519	3,464

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第104期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,519 (388)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 臨時従業員数は、平均雇用人員を()外数で記載しております。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,738
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
自動車部品関連	17,430,307	-
自動車製造用設備関連	2,301,272	-
その他	57,324	-
合計	19,788,904	-

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額算出基礎は、販売価格で計算しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における自動車製造用設備関連の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、自動車製造用設備関連を除く製品については、見込生産を行っております。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
自動車製造用設備関連	2,799,498	-	3,021,462	-

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		販売高(千円)	前年同期比(%)
自動車部品関連	軸受製品	7,592,465	-
	ダイカスト製品	3,575,105	-
	ガスケット製品	2,485,758	-
	組付製品他	3,593,555	-
	計	17,246,884	-
自動車製造用設備関連	設備	1,977,875	-
	精密金型	375,494	-
	計	2,353,369	-
その他	56,533	-	
合計	19,656,787	-	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
トヨタ自動車(株)	10,833,343	56.7	10,167,621	51.7

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項

のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。
なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の締結は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界経済の改善や政策効果を背景に持ち直しが期待された一方、為替や株価の変動、デフレの影響等により、依然として厳しい状況が続きました。

自動車業界におきましては、新興国を中心とした景気拡大に伴い、自動車需要は回復しておりますが、国内ではエコカー補助金の終了による販売台数減、国外は円高による輸出採算の悪化など、先行きの不透明な状況が続きました。

このような状況の中、グループ一丸となり、「VISION2015」達成に向け、強固かつ高収益な体質づくりに更なる努力をしております。

売上高

当第3四半期連結会計期間の売上高は、国内新車販売台数および輸出の増加などから、19,656百万円となり、前年同期に比べ554百万円（前年同期比2.9%増）の増収となりました。

営業利益

当第3四半期連結会計期間の営業利益は749百万円となり、前年同期に比べ25百万円増加しております。

経常利益

当第3四半期連結会計期間の経常利益は721百万円となり、前年同期に比べ67百万円減少しております。

四半期純利益

当第3四半期連結会計期間の四半期純利益は514百万円となり、前年同期に比べ16百万円減少しております。

セグメントの業績につきましては、自動車部品関連事業においては、売上高が17,246百万円となり、自動車製造用設備関連事業においては、売上高が2,353百万円となりました。その他においては、売上高が56百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は39,728百万円であり、前連結会計年度末に比べ1,674百万円増加しております。現金及び預金の増加1,366百万円が主な要因であります。

固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は45,782百万円であり、前連結会計年度末に比べ3,690百万円減少しております。有形固定資産の減少3,567百万円が主な要因であります。

流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は25,769百万円であり、前連結会計年度末に比べ1,199百万円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の2,340百万円の増加と未払費用の507百万円の減少などによります。

固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は16,459百万円であり、前連結会計年度末に比べ3,486百万円減少しております。長期借入金の2,988百万円の減少と退職給付引当金が346百万円減少したことなどによるものです。

純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は43,280百万円であり、前連結会計年度末に比べ270百万円増加しております。利益剰余金が889百万円増加したことと、また、評価・換算差額等の控除額が665百万円増加したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、15,734百万円となり、前年同四半期連結会計期間末に比べ1,792百万円減少(前年同四半期比10.2%減)いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1,216百万円となり、前年同四半期連結会計期間に比べ1,483百万円資金が減少(前年同四半期比54.9%減少)いたしました。これは主に、その他流動資産の減少額が674百万円減少、仕入債務の増加額が647百万円減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、339百万円となり、前年同四半期連結会計期間に比べ610百万円資金が増加いたしました。これは主に、定期預金の預入による支出の減少205百万円、有価証券の取得による支出の減少201百万円、投資有価証券の取得による支出の減少183百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、457百万円となり、前年同四半期連結会計期間に比べ67百万円の資金が増加いたしました。これは主に、短期借入金の返済による支出の減少154百万円、配当金の支払の増加54百万円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は634百万円であります。

なお、当社グループは当期の組織変更において研究開発の役割をより明確にするため各プロジェクトの発足など組織体制を変更するとともに、その対象となる範囲も見直いたしました。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更及び重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,400,000
計	48,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,222,657	28,222,657	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	28,222,657	28,222,657	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションの内容等は次の通りであります。

株主総会の特別決議(平成19年6月20日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,380(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	138,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,824(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～ 平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,824 資本組入額 912
新株予約権の行使の条件	対象取締役の退任・対象従業員の退職及び死亡の取扱いは以下のとおりとする。 ・当社の取締役、従業員の地位を有さなくなった場合、当社子会社の取締役の地位を有さなくなった場合には、地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方から6ヶ月間に限り新株予約権を行使することが出来る。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 ・死亡した場合は相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。 その他、権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」とする。)以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。
新株予約権の目的たる株式総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。
- 3 行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、または発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。
なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
当社普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使可能期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

株主総会の特別決議(平成20年6月19日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,910(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	191,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,269(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日～ 平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,269 資本組入額 635
新株予約権の行使の条件	<p>対象取締役の退任・対象従業員の退職及び死亡の取扱いは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役、従業員の地位を有さなくなった場合、当社子会社の取締役の地位を有さなくなった場合には、地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方から6ヶ月間に限り新株予約権を行使することが出来る。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 ・死亡した場合は相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。 <p>その他、権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」とする。)以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。
- 新株予約権の目的たる株式総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。
- 3 行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、または発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。
- なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 当社普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使可能期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
 以下の、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

株主総会の特別決議(平成21年6月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,870(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	707(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～ 平成25年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 707 資本組入額 354
新株予約権の行使の条件	<p>対象取締役の退任・対象従業員の退職及び死亡の取扱いは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役、従業員の地位を有さなくなった場合、当社子会社の取締役の地位を有さなくなった場合には、地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方から6ヶ月間に限り新株予約権を行使することが出来る。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 ・死亡した場合は相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。 <p>その他、権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」とする。)以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。
- 新株予約権の目的たる株式総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。
- 3 行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、または発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。
- なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 当社普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使可能期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

株主総会の特別決議(平成22年6月22日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,600(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	645(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～ 平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 645 資本組入額 323
新株予約権の行使の条件	<p>対象取締役の退任・対象従業員の退職及び死亡の取扱いは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役、従業員の地位を有さなくなった場合、当社子会社の取締役の地位を有さなくなった場合には、地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方から6ヶ月間に限り新株予約権を行使することが出来る。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 ・死亡した場合は相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。 <p>その他、権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」とする。)以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。
- 新株予約権の目的たる株式総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。
- 3 行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、または発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。
- なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 当社普通株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使可能期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第1回転換社債型新株予約権付社債(平成18年3月3日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,999(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,761(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年5月1日～ 平成23年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,761 資本組入額 881
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(千円)	5,999,000

(注) 1 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とする。本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は100%とする。

2 転換価額の調整

(1) 本社債の発行後、第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

第(4)号 に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または旧商法第211条に基づき当社の有する当社普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、当該当社普通株式の発行または処分における払込期日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行の場合において募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに本新株予約権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、当社は定款の定めに従い単元未満株式については株券を発行しない。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整前時価}} - \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整後時価}} \right) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{調整前転換価額をもって行使により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)にその証券の全部が転換され、またはその新株予約権もしくは新株予約権付社債の権利の全部が行使され、当社普通株式が新たに発行されたものとみなし、その払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の終りにその証券の全部が転換され、またはその新株予約権もしくは新株予約権付社債の権利の全部が行使され、当社普通株式が新たに発行されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用する。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、第(2)号ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理会社と協議のうえ、その承認を得て、転換価額の調整を適切に行う。
株式の併合、資本の減少、旧商法第373条に定められた新設分割、旧商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第(1)号ないし第(5)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理会社に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、第(2)号ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	28,222,657	-	6,193,989	-	9,824,045

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 152,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,040,200	280,402	-
単元未満株式	普通株式 29,557	-	-
発行済株式総数	28,222,657	-	-
総株主の議決権	-	280,402	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が次の通り含まれております。
自己保有株式 43株

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大豊工業株式会社	愛知県豊田市緑ヶ丘 3丁目65番地	152,900	-	152,900	0.54
計	-	152,900	-	152,900	0.54

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	998	977	765	663	666	647	644	722	799
最低(円)	718	710	620	590	533	541	567	604	688

(注) 株価の最高・最低については、東京証券取引所の株価によっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,044,136	14,677,141
受取手形及び売掛金	15,259,422	15,105,858
有価証券	474,689	474,676
商品及び製品	1,820,437	1,705,618
仕掛品	1,549,854	1,468,982
原材料及び貯蔵品	2,365,359	2,326,603
繰延税金資産	743,928	1,020,949
その他	1,492,012	1,285,403
貸倒引当金	21,779	11,432
流動資産合計	39,728,062	38,053,801
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	23,988,709	24,067,791
減価償却累計額	13,494,574	13,009,798
建物及び構築物（純額）	10,494,135	11,057,992
機械装置及び運搬具	68,273,844	67,249,862
減価償却累計額	53,092,379	51,008,950
機械装置及び運搬具（純額）	15,181,464	16,240,911
土地	12,701,526	12,729,061
建設仮勘定	1,154,378	3,049,479
その他	13,758,082	13,729,829
減価償却累計額	12,869,846	12,819,968
その他（純額）	888,235	909,861
有形固定資産合計	40,419,740	43,987,306
無形固定資産		
無形固定資産	583,895	648,218
投資その他の資産		
投資有価証券	1 2,372,608	1 2,509,444
繰延税金資産	1,583,194	1,452,989
その他	1 859,247	1 919,342
貸倒引当金	36,072	43,752
投資その他の資産合計	4,778,977	4,838,023
固定資産合計	45,782,613	49,473,549
資産合計	85,510,675	87,527,350

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,335,557	10,402,443
短期借入金	699,791	1,000,989
1年内返済予定の長期借入金	3,998,995	1,658,114
1年内償還予定の社債	5,999,000	5,999,000
未払費用	3,144,014	3,651,473
未払法人税等	302,296	441,955
役員賞与引当金	109,302	123,670
その他	1,180,999	1,293,073
流動負債合計	25,769,957	24,570,719
固定負債		
長期借入金	13,721,005	16,709,029
繰延税金負債	370,216	438,092
退職給付引当金	1,447,918	1,794,711
役員退職慰労引当金	310,149	278,117
資産除去債務	108,092	-
負ののれん	310,458	555,954
その他	192,041	170,027
固定負債合計	16,459,880	19,945,931
負債合計	42,229,838	44,516,651
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,193,989	6,193,989
資本剰余金	9,662,802	9,662,802
利益剰余金	28,819,873	27,930,677
自己株式	189,911	189,727
株主資本合計	44,486,753	43,597,741
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	329,054	237,852
為替換算調整勘定	1,991,245	1,234,295
評価・換算差額等合計	1,662,190	996,443
新株予約権	94,295	87,384
少数株主持分	361,980	322,017
純資産合計	43,280,837	43,010,699
負債純資産合計	85,510,675	87,527,350

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	49,761,581	58,550,376
売上原価	42,772,666	48,457,515
売上総利益	6,988,915	10,092,861
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	583,066	649,197
役員報酬	242,986	253,167
従業員給料	1,673,780	1,627,216
賞与	432,439	583,720
退職給付費用	150,460	213,665
役員退職慰労引当金繰入額	75,466	69,694
役員賞与引当金繰入額	84,344	110,339
法定福利費	358,030	324,118
福利厚生費	328,743	337,625
旅費及び交通費	150,641	160,459
賃借料	258,016	242,312
貸倒引当金繰入額	19,069	11,236
減価償却費	252,255	219,000
研究開発費	1,055,282	1,692,061
その他	1,181,082	1,248,931
販売費及び一般管理費合計	6,845,664	7,742,747
営業利益	143,251	2,350,113
営業外収益		
受取利息	58,294	47,550
受取配当金	23,212	32,647
持分法による投資利益	33,939	118,282
負ののれん償却額	292,893	245,496
助成金収入	157,203	-
その他	183,475	198,965
営業外収益合計	749,019	642,942
営業外費用		
支払利息	229,553	200,501
固定資産除却損	90,274	114,412
為替差損	40,533	183,965
その他	61,337	61,276
営業外費用合計	421,697	560,155
経常利益	470,573	2,432,900

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	1,230	1,285
投資有価証券売却益	-	578
貸倒引当金戻入額	20,064	8,251
新株予約権戻入益	6,240	21,818
受取保険金	-	5,841
退職給付制度改定益	-	27,471
特別利益合計	27,534	65,246
特別損失		
固定資産売却損	3,459	815
固定資産除却損	16,305	21,187
投資有価証券売却損	-	555
投資有価証券評価損	7,268	291,105
その他の投資評価損	5,300	2,547
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	101,041
その他	2,148	-
特別損失合計	34,482	417,252
税金等調整前四半期純利益	463,625	2,080,895
法人税、住民税及び事業税	244,392	501,047
過年度法人税等戻入額	8,599	-
法人税等調整額	809,378	17,203
法人税等合計	1,045,171	518,251
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,562,643
少数株主利益	14,826	44,786
四半期純利益又は四半期純損失()	596,372	1,517,857

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	19,102,218	19,656,787
売上原価	16,092,892	16,321,353
売上総利益	3,009,325	3,335,434
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	214,640	225,768
役員報酬	79,076	84,424
従業員給料	531,354	530,534
賞与	152,313	201,040
退職給付費用	49,012	70,099
役員退職慰労引当金繰入額	12,751	23,043
役員賞与引当金繰入額	29,699	36,717
法定福利費	142,604	109,611
福利厚生費	72,295	112,717
旅費及び交通費	53,277	51,587
賃借料	85,093	78,281
貸倒引当金繰入額	6,973	9,114
減価償却費	83,618	72,643
研究開発費	378,097	577,764
その他	394,723	402,356
販売費及び一般管理費合計	2,285,530	2,585,706
営業利益	723,795	749,727
営業外収益		
受取利息	22,669	14,434
受取配当金	8,714	12,239
持分法による投資利益	17,900	33,176
負ののれん償却額	97,631	48,361
その他	85,393	57,399
営業外収益合計	232,310	165,611
営業外費用		
支払利息	81,817	66,513
固定資産除却損	13,527	31,668
為替差損	40,816	85,525
その他	31,056	10,271
営業外費用合計	167,217	193,978
経常利益	788,888	721,360

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	313
投資有価証券評価損戻入益	-	42,398
貸倒引当金戻入額	8,301	8,251
新株予約権戻入益	6,240	3,108
特別利益合計	14,541	54,071
特別損失		
固定資産売却損	3,397	-
固定資産除却損	4,642	-
投資有価証券評価損	3,519	1,000
その他の投資評価損	1,100	-
その他	1,122	-
特別損失合計	13,781	1,000
税金等調整前四半期純利益	789,647	774,432
法人税、住民税及び事業税	104,443	110,454
過年度法人税等戻入額	8,599	-
法人税等調整額	150,110	136,986
法人税等合計	245,953	247,441
少数株主損益調整前四半期純利益	-	526,990
少数株主利益	12,452	12,175
四半期純利益	531,241	514,815

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	463,625	2,080,895
減価償却費	4,577,384	4,483,210
負ののれん償却額	292,893	245,496
退職給付引当金の増減額（は減少）	201,470	344,990
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	48,687	32,031
役員賞与引当金の増減額（は減少）	33,701	14,367
貸倒引当金の増減額（は減少）	14,308	3,784
受取利息及び受取配当金	81,570	80,198
支払利息	229,553	200,501
投資有価証券評価損益（は益）	7,268	291,105
固定資産除却損	106,579	135,599
固定資産売却損益（は益）	2,655	3,886
持分法による投資損益（は益）	33,939	118,282
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	101,041
退職給付制度改定益	-	27,471
売上債権の増減額（は増加）	1,104,916	336,735
たな卸資産の増減額（は増加）	514,473	377,334
仕入債務の増減額（は減少）	1,191,210	17,311
未払消費税等の増減額（は減少）	247,213	277,564
その他	380,735	370,298
小計	5,142,430	5,148,854
利息及び配当金の受取額	78,897	97,589
利息の支払額	220,847	202,094
法人税等の支払額	101,687	586,515
法人税等の還付額	517,021	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,415,813	4,457,834
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	550,283	135,182
定期預金の払戻による収入	381,000	848,000
有価証券の取得による支出	200,894	201,960
有価証券の償還による収入	300,000	300,000
有形固定資産の取得による支出	1,890,848	1,457,708
有形固定資産の売却による収入	41,581	15,680
投資有価証券の取得による支出	184,479	1,495
投資有価証券の売却による収入	30	2,773
貸付けによる支出	42,568	3,860
貸付金の回収による収入	24,398	33,754
その他	9,647	29,223
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,131,712	629,221

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	255,000	-
短期借入金の返済による支出	555,207	301,198
長期借入れによる収入	5,000,000	-
長期借入金の返済による支出	506,777	536,774
自己株式の取得による支出	230	184
ファイナンス・リース債務の返済による支出	22,436	30,113
配当金の支払額	449,123	616,051
少数株主への配当金の支払額	6,171	300
その他	1,549	294
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,713,504	1,484,916
現金及び現金同等物に係る換算差額	80,133	251,163
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,077,739	2,092,533
現金及び現金同等物の期首残高	10,449,464	13,641,853
現金及び現金同等物の四半期末残高	17,527,203	15,734,386

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 ニッポンガスケツトシンガポール(株)は第2四半期連結会計期間において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 16社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益への影響は軽微であり、税金等調整前四半期純利益は、102,220千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、107,962千円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p> <p>前連結会計年度以降に経営環境等、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
<p>退職給付引当金</p> <p>一部の国内連結子会社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成22年4月に適格退職年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行により、特別利益として27,471千円を計上しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 非連結子会社及び関連会社の株式等 投資有価証券(株式) 234,448千円 (うち、共同支配企業に対する投資 の金額) 234,448千円 投資その他の資産その他 (出資金) 241,760千円</p> <p>2 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に 対して、次の通り債務保証を行っております。</p> <p>アストラニッポンガスケツ イ 45,000千円 ンドネシア(株) 天津大豊精機汽車設備有限公司 12,300千円</p> <hr/> <p>計 57,300千円</p>	<p>1 非連結子会社及び関連会社の株式等 投資有価証券(株式) 139,652千円 (うち、共同支配企業に対する投資 の金額) 139,652千円 投資その他の資産その他 (出資金) 241,760千円</p> <p>2 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に 対して、次の通り債務保証を行っております。</p> <p>アストラニッポンガスケツ イン 130,000千円 ドネシア(株)</p> <hr/> <p>計 130,000千円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 18,261,058千円 有価証券勘定 205,754千円</p> <hr/> <p>計 18,466,813千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定 期預金、定期積金 733,855千円</p> <p>償還期間が3ヶ月を超える債 券等 205,754千円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 17,527,203千円</p>	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 16,044,136千円 有価証券勘定 474,689千円</p> <hr/> <p>計 16,518,826千円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える 定期預金、定期積金 309,750千円</p> <p>償還期間が3ヶ月を超える 債券等 474,689千円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 15,734,386千円</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	28,222,657

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	153,020

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結会計期間末残高(千円)
提出会社	-	-	94,295
合計		-	94,295

(注) 当第3四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は37,301千円であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	336,838	12.00	平成22年3月31日	平成22年6月23日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	280,697	10.00	平成22年9月30日	平成22年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	自動車部品 関連事業 (千円)	自動車製造用 設備関連事業 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に 対する売上高	17,270,724	1,770,654	60,839	19,102,218	-	19,102,218
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	30,930	279,559	310,489	310,489	-
計	17,270,724	1,801,585	340,399	19,412,708	310,489	19,102,218
営業利益又は営業損失()	1,775,291	41,734	48,640	1,782,197	1,058,402	723,795

(注) 1 事業区分は、売上集計区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自動車部品関連事業.....軸受製品、ダイカスト製品、ガスケット製品、組付製品
(2) 自動車製造用設備関連事業.....搬送装置、金型、溶接機、設備部品
(3) その他.....物品の小売、作業改善コンサルティング、自動車部品の物流、梱包等のサービス業

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	自動車部品 関連事業 (千円)	自動車製造用 設備関連事業 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に 対する売上高	45,163,131	4,434,752	163,698	49,761,581	-	49,761,581
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	85,581	790,804	876,386	876,386	-
計	45,163,131	4,520,334	954,503	50,637,968	876,386	49,761,581
営業利益又は営業損失()	3,782,652	517,526	93,574	3,358,700	3,215,448	143,251

(注) 1 事業区分は、売上集計区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自動車部品関連事業.....軸受製品、ダイカスト製品、ガスケット製品、組付製品
(2) 自動車製造用設備関連事業.....搬送装置、金型、溶接機、設備部品
(3) その他.....物品の小売、作業改善コンサルティング、自動車部品の物流、梱包等のサービス業

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	アジア (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に 対する売上高	16,872,871	651,956	1,169,529	407,860	19,102,218	-	19,102,218
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,177,592	-	67,617	-	1,245,210	1,245,210	-
計	18,050,463	651,956	1,237,147	407,860	20,347,429	1,245,210	19,102,218
営業利益又は営業損失()	605,744	20,500	142,111	1,859	729,215	5,419	723,795

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国

北米地域・・・米国

アジア地域・・・韓国、インドネシア、中国、シンガポール、タイ

その他の地域・・・ハンガリー

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	アジア (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に 対する売上高	44,501,864	1,304,677	2,873,867	1,081,173	49,761,581	-	49,761,581
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,722,671	-	154,829	-	2,877,500	2,877,500	-
計	47,224,535	1,304,677	3,028,696	1,081,173	52,639,082	2,877,500	49,761,581
営業利益又は営業損失()	34,220	216,670	201,511	34,322	53,384	89,866	143,251

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国

北米地域・・・米国

アジア地域・・・韓国、インドネシア、中国、シンガポール、タイ

その他の地域・・・ハンガリー

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	北米	アジア	中近東	その他	計
海外売上高（千円）	697,285	1,486,513	292,288	650,004	3,126,091
連結売上高（千円）	-	-	-	-	19,102,218
連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	3.7	7.8	1.5	3.4	16.4

(注) 1 地域別の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国

北米地域・・・・・・米国

アジア地域・・・・・・韓国、インドネシア、中国、シンガポール、タイ

中近東地域・・・・・・アラブ首長国連邦、サウジアラビア

その他の地域・・・・・・フランス、ハンガリー

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	北米	アジア	中近東	その他	計
海外売上高（千円）	1,490,704	3,692,469	870,599	1,811,460	7,865,234
連結売上高（千円）	-	-	-	-	49,761,581
連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	3.0	7.4	1.7	3.6	15.8

(注) 1 地域別の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国

北米地域・・・・・・米国

アジア地域・・・・・・韓国、インドネシア、中国、シンガポール、タイ

中近東地域・・・・・・アラブ首長国連邦、サウジアラビア

その他の地域・・・・・・フランス、ハンガリー

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社で取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は製品・サービス別セグメントから構成されており、「自動車部品関連事業」及び「自動車製造用設備関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「自動車部品関連事業」は、軸受製品・ダイカスト製品・ガスカート製品・組付製品の製造販売をしております。「自動車製造用設備関連事業」は、搬送装置・金型・溶接機・設備部品の製造販売をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損 益計算書計上 額 (注) 3
	自動車部品関 連事業	自動車製造用 設備関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	52,681,702	5,700,832	58,382,534	167,841	58,550,376	-	58,550,376
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	188,602	188,602	876,076	1,064,678	1,064,678	-
計	52,681,702	5,889,435	58,571,137	1,043,918	59,615,055	1,064,678	58,550,376
セグメント利益又は 損失()	5,667,478	85,082	5,582,396	134,621	5,717,018	3,366,904	2,350,113

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物品の小売・作業改善コンサルティング・自動車部品の物流・梱包等のサービス等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 3,366,904千円は、主に全社費用(主に報告セグメントに帰属しない一般管理費)となっております。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損 益計算書計上 額 (注) 3
	自動車部品 関連事業	自動車製造 用設備関連 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	17,246,884	2,353,369	19,600,254	56,533	19,656,787	-	19,656,787
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	42,426	42,426	275,462	317,888	317,888	-
計	17,246,884	2,395,795	19,642,680	331,996	19,974,676	317,888	19,656,787
セグメント利益又は 損失()	1,779,079	65,788	1,844,867	30,988	1,875,856	1,126,128	749,727

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物品の小売・作業改善コンサルティング・自動車部品の物流・梱包等のサービス等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 1,126,128千円は、主に全社費用（主に報告セグメントに帰属しない一般管理費）となっております。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

- 1 スtock・オプションにかかる当連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 10,711千円

- 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名
新株予約権戻入益 3,108千円

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,525.65円	1,517.69円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失 21.25円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 54.07円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 48.19円

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	596,372	1,517,857
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	596,372	1,517,857
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	28,070,174	28,069,749
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円)	-	-
四半期純利益調整額(千円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
転換社債型新株予約権付社債	-	3,406,588
新株予約権	-	20,394
普通株式増加数(株)	-	3,426,982
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	18.93円	1株当たり四半期純利益	18.34円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	16.88円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	16.35円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	531,241	514,815
普通株式に係る四半期純利益(千円)	531,241	514,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	28,070,080	28,069,695
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用 いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円)	-	-
四半期純利益調整額(千円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用 いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
転換社債型新株予約権付社債	3,406,588	3,406,588
新株予約権	-	20,394
普通株式増加数(株)	3,406,588	3,426,982
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合 の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第105期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年10月28日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

中間配当金の総額 280,697千円
1株当たりの中間配当金 10円00銭
効力発生日ならびに支払開始日 平成22年11月26日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

大豊工業株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川原光爵

指定社員
業務執行社員

公認会計士 戸田 栄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大豊工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大豊工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

大豊工業株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川原光爵

指定社員
業務執行社員 公認会計士 戸田 栄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大豊工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大豊工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。